

# 若年者の処遇

——アメリカ合衆国における議論を参考に——

山 崎 俊 恵

はじめに

2017年、法務大臣から、「少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること」等の検討を求める諮問第103号が発せられた。これを受けて、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下、単に、「部会」という。）において、審議が継続している<sup>1)</sup>。そこで、本稿では、少年法における少年の年齢（以下、単に「少年年齢」という。）の引下げのほか、18歳及び19歳を含む若年者に対する処遇の在り方を検討したい。その際、少年年齢の引上げ傾向がみられ、さらに、若年者に対する処遇の在り方への関心が高まっているアメリカの議論や制度を参考とする。第1章では、現在までの部会の議論を振り返る。続く第2章では、アメリカにおける若年者に対する処遇の在り方をめぐる議論や制度を概観する。

## 第1章 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会における議論

2017年、法務大臣から、諮問第103号が発せられた。その中で、「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法にお

1) 部会における議論は、[http://www.moj.go.jp/shingil/housei02\\_00296.html](http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00296.html) を参照。

ける『少年』の年齢を18歳未満とすること」等の検討が求められた。この諮問を受けて、部会において、審議が継続している。

2018年11月開催の部会第12回会議において、各分科会での検討を踏まえて、「検討のための素案」がまとめられている<sup>2)</sup>。この素案で、「若年者に対する新たな処分」の制度が提案された<sup>3)</sup>。この制度は、少年法における「少年」の上限年齢が18歳未満に引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合に、比較的軽微な罪を犯し刑事処分がなされないこれらの者に対して改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能とすることを目的としている<sup>4)</sup>。制度の概要は、罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについて、現行少年法の家庭裁判所における調査・審判手続に準じた手続を行い、現行少年法の保護処分中の保護観察処分又は少年院送致処分に準じた処分をすることができる、というものである<sup>5)</sup>。以降、部会は、この「検討のための素案」を基に検討を行っている。しかし、少年年齢を18歳未満へ引き下げをめぐり、民法の成年年齢及び公職選挙法の選挙権年齢の引下げや被害者を含む国民の理解・納得等を理由にこれに賛成する意見と現行の少年司法制度の有効性や18歳及び19歳の成熟度等を理由に反対する意見とが対立してきた。そこで、部会第21回会議で、少年年齢の引下げを前提としつつ、現行少年法の家庭裁判所における調査、審判及び保護処分の制度を活用するために、新たな処分の対象事件・対象者の範囲を拡大する方向で「別案検討のためのたたき台」が示され<sup>6)</sup>、第23回会議で、「検討のための素案〔改訂版〕」が示されるに至った<sup>7)</sup>。その中で、若年者に対する新たな処分について、当初案に加えて、別案として

---

2) <http://www.moj.go.jp/content/001275390.pdf>.

3) 同24頁以下。

4) 同29頁。

5) 同24頁以下。

6) <http://www.moj.go.jp/content/001310521.pdf>.

7) <http://www.moj.go.jp/content/001311647.pdf>.

甲案及び乙案が追加された。甲案は、18歳及び19歳の者について、一定の「直接起訴事件」を設け、検察官はこの事件について公訴を提起するが、それ以外の事件については、家庭裁判所に送致する、とする。一方、乙案は、検察官は、現行少年法の全件送致主義と同様、18歳及び19歳の事件を全て家庭裁判所に送致する、とする<sup>8)</sup>。当初案で現行少年法に準じた家庭裁判所における調査及び審判手続の対象とされていたのは、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたもののみであった。これに対して、乙案では全件が、甲案でも一定の直接起訴事件を除く事件が家庭裁判所における調査及び審判手続の対象とされており、家庭裁判所における調査及び審判手続の対象が拡大されている。

ところで、若年者については、新たな処分以外にも提案がなされている。1つは、「若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」である。刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図ること、具体的には、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと及び特に手厚い矯正処遇が必要なものについて、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが提案されている<sup>9)</sup>。また、「若年受刑者に対する処遇調査の充実」も提案されている<sup>10)</sup>。さらに、「若年受刑者に対する処遇原則の明確化等」も提案されている。具体的には、若年受刑者に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たって、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする、との若年受刑者に対する処遇原則を定めた規定を設けること等である<sup>11)</sup>。

8) 同18頁-21頁。いずれの案も、家庭裁判所の調査又は審判の結果、検察官送致決定を認める。

9) 同2頁。

10) 同上。

11) 同3頁。なお、「若年受刑者」の範囲は、精神的な成熟の程度等も様々であり

こうした提案の背景には、若年受刑者が可塑性に富む場合があり、改善更生のために、若年であること、その特性、資質及び環境（性格、経歴、身体状況、犯罪状況、家庭環境、交友関係等）に応じた矯正処遇をさらに充実させることが重要であるとの理解<sup>12)</sup>、そして、そのためには、従来の少年院における知見、手法及びノウハウが非常に有効であるとの理解があろう。実際、これらの提案に至る過程で、「少年院受刑の対象範囲」も検討され、少年院受刑の導入も検討された<sup>13)</sup>。

このように、部会では、少年年齢を18歳未満とすることを中心としつつも、それだけではなくて、少年年齢が18歳未満に引き下げられた場合に保護処分の対象から外れる18歳及び19歳の者に対して改善更生に必要な処遇や働き掛け、さらに、18歳及び19歳を含む若年者受刑者に対する処遇の在り方が、広く検討されている。

## 第2章 アメリカ合衆国における若年成人に対する処遇の在り方をめぐる議論及び制度

アメリカにおいて、若年成人<sup>14)</sup>への関心は比較的小さく、研究も多くなかったとされる。しかし、少年の心理的特徴を明らかにしてきた心理学や脳の発達過程を解明してきた脳科学及び神経学の研究成果並びにそれに依拠しながら少年の刑を緩和した連邦最高裁判所の一連の判決等を契機に、少年だけではなくて若年成人についても、成熟性の程度、発達上のニーズ及び有効な処遇への関心が高まってきた。

↘ 得ることから、一律に年齢で区切ることとはされていない。前掲注2) 6頁。

12) 前掲注2) 4頁、6頁。

13) 前掲注2) 4頁。

14) アメリカではほぼすべての法域で成年年齢が18歳とされている。したがって、本章では、少なからぬ論者がその議論の対象としている18歳以上おおむね25歳以下の者を、「若年成人」ということとする。

## 第1節 脳科学及び神経学の所見

脳科学及び神経学分野の脳の発達に関する研究により、若年成人の特徴が明らかにされてきた。脳は、少年期から成人とされてきた18歳を超えて20代半ばまで、特に衝動制御、思考、計画性、結果の予測等に関わり高度実行機能を担う前頭葉皮質の成熟などの重要な発達過程をたどる。そのため、若年成人は、なお未成熟であり、衝動性が高く自己制御が困難であるなどの少年と共通した発達的特徴を示すとされる<sup>15)</sup>。少年は、外部、特に仲間の影響を受けやすいことが明らかとなっているが、若年成人もまた、仲間の影響等の外部からの圧力を受けやすいとされる。また、若年成人は、非情動的な状況で年長の成人と同程度の認知機能の働きを示す一方、情動が引き起こされる状況では、年長の成人と比較すると、少年と同様、認知機能の低下を示す<sup>16)</sup>。このため、若年成人は、少年と同様に責任が減少する一方で更生可能性が高いといえ、少年のための特別の手續及び処遇の正当化根拠が、若年成人についても妥当し得る。

さらに、少年については、少年司法制度と刑事司法制度の再非行（再犯）防止効果の研究が行われてきた。その結果、成人刑事裁判所へ移送されて刑罰を受けた少年の方が、少年司法制度に留保された少年よりも再非行（再犯）の危険が高まるので、刑事司法制度は少年にとって再非行（再犯）

---

15) The Council of State Governments Justice Center, *Reducing Recidivism and Improving Other Outcomes for Young Adults in the Juvenile and Adult Criminal Justice System 2* (New York: The Council of State Governments Justice Center, 2015), [http://www.modelsforchange.net/publications/784/Reducing\\_Recidivism\\_and\\_Improving\\_Other\\_Outcomes\\_for\\_Young\\_Adults\\_in\\_the\\_Juvenile\\_and\\_Adult\\_Criminal\\_Justice\\_Systems.pdf](http://www.modelsforchange.net/publications/784/Reducing_Recidivism_and_Improving_Other_Outcomes_for_Young_Adults_in_the_Juvenile_and_Adult_Criminal_Justice_Systems.pdf); James C. Howell et al., *Bulletin 5: Young Offenders and an Effective Response in the Juvenile and Adult Justice Systems: What Happens, What Should Happen, and What We Need to Know (Study Group on the Transitions between Juvenile Delinquency and Adult Crime)* 17–8 (2013), <https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/242935.pdf>.

16) Alexandra O. Cohen et al., *When Is an Adolescent an Adult?: Assessing Cognitive Control in Emotional and Nonemotional Contexts*, 27 *Psych. Sci.* 549, 559–60 (2016).

防止効果を持たないことが明らかとされてきた<sup>17)</sup>。若年成人が少年と共通の発達的特徴を有するのであれば、若年成人にとっても、少年司法制度のような社会復帰的アプローチの方が、成人刑事司法制度の処罰的アプローチよりも再犯防止効果が高い可能性がある。

もともと、若年成人は、少年よりも認知能力が発達し、また、家族や保護者からの自立を求めつつも、より危険な行為を行う可能性が高い点で、少年と異なるとされる<sup>18)</sup>。他方で、より年長の成人と比較すると、衝動性が高く、感情を制御できず、自己の行為の結果を考慮することがないとされる<sup>19)</sup>。若年成人は、なお、重要な脳の発達期の途上にあるため、少年ともより年長の成人とも異なる発達上の特徴を有する。

したがって、若年成人への対応は、こうした若年成人の発達上の特徴に配慮したものでなければならない。

## 第2節 若年成人の犯罪傾向

アメリカにおいて、若年成人による犯罪は、相当の割合を占める。2013年、総人口に占める若年成人の人口は10%であったのに対して、若年成人は、被逮捕者の30%近くを占めた。また、同年、18歳以上20歳未満の若年成人は、少年司法制度内の被収容者の約20%を占め、かつ、これら若年成人の半数以上は、重大犯罪を理由に収容されていた。さらに、若年成人の刑務所からの釈放後の再犯率は、他の年齢層よりも相当に高いとされる<sup>20)</sup>。

年齢と犯罪傾向との相関関係の研究は、犯罪傾向が子ども期から少年期にかけて高まり若年成人期にピークとなった後に低下していく「年齢犯罪

---

17) Hahn R, et al., *Effects on Violence of Laws and Policies Facilitating the Transfer of Youth from the Juvenile to the Adult Justice System: A Report on Recommendations of the Task Force on Community Preventive Services*, MMWR Recomm Rep. 2007; 56 (RR-9): 1–11, <https://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/rr5609a1.htm>.

18) The Council of State Governments Justice Center, *supra*.

19) *Id.*

20) *Id.* at 2–3.

曲線」を示す。これは、若年成人にとって犯罪が特別な事象ではないこと及び年齢を重ねて成長発達するにつれて犯罪から離脱していく傾向を表している。この年齢犯罪曲線は、脳の発達で20代半ばまで継続するとの脳科学及び神経学等の科学的研究所見と合致するとともに、長期の施設収容や前科記録の開示といったスティグマ効果を有する措置の必要性が小さいことの証左となる<sup>21)</sup>。

### 第3節 現代社会における若年成人の地位及び意義

脳科学及び神経学が、脳の発達研究により若年成人の脳の発達に基づく特徴を明らかにしてきた一方、現代社会における若年成人の地位をめぐる認識も変化してきた。

現代社会は、必要とされる知識及び情報量が増加する一方で、経済格差の拡大がみられるといった点で、先の時代の社会と異なる。現在の高度情報化社会では、より多くの知識や技術を習得するために高等の教育を受ける必要性が高い。しかし、カレッジや大学への進学は、学費等の面で経済的負担が少なくない。経済的格差の拡大により家族からの支援を受けることが難しい若年成人にとって、高等教育を受けることは、簡単な選択肢ではない。一方、かつて高校卒業後の若年成人が安定して収入を得ることのできたフルタイムの製造業といった就職先は、機械化の進展やグローバル化により安価な労働力を求める企業の海外流出等を背景に減少してきており、若年成人は、頻繁な転職を伴うキャリアの不安定な時期を経験する。現代社会の若年成人にとって、高校を卒業後に又はより高等の教育を受けた後に就職して経済的に自立し、人生のパートナーと巡り合い婚姻し自己の家族を形成するという、かつては一般的とされていた成人への移行過程

---

21) Alex A. Stamm, Note, *Young Adult Are Different, Too: Why and How We Can Create a Better Justice System for Young People Age 18 to 25*, 95 Tex. L. Rev. Online 72, 75-6 (2017), <https://texaslawreview.org/wp-content/uploads/2017/04/Stamm.pdf>.

を進むことは、時間のかかる難題となっている<sup>22)</sup>。

発達心理学者のアーネットは、10代後半から20代半ばまでを、「Emerging Adulthood」と定義する。アーネットによれば、工業化社会の中で、ほとんどの者が20歳頃に婚姻して安定したフルタイムの職に就いた20世紀後半の時代とは異なり、現在は、婚姻の平均年齢が20代後半まで上昇し、20代初期から中期にかけては頻繁に転職が行われ、多くの者が高校卒業後も教育又は職業訓練を求められる。たいていの者が、10代後半から20代半ばまでの時期に、成人とは異なる経験を積み、愛と職業において永続的な選択をなすようになる。現在では、この時期は、単なる成人への移行期ではなくて、人生の中の独立した時期を構成するほど長期にわたるようになってきた、という<sup>23)</sup>。

青少年期の延長は、経済格差の拡大や今なお残る人種差別の結果、家族からの援助等に恵まれている若年成人にとって有利であるのに対して、高等教育等を受ける機会を得にくく早期に社会に出て成人となることを求められる貧困家庭出身又は有色人種の少年にとっては、そうではない<sup>24)</sup>。就職したり人生のパートナーと出会って自立して生活するようになるまでの期間が長期化し、かつ困難となってきつつある現代社会において、「Emerging Adulthood」は、適切な支援が必要な時期である。

司法制度においても、少年と成人との間に、いずれとも異なる若年成人層を承認すべきであるとの主張がみられるようになってきた<sup>25)</sup>。

22) Kevin Lapp, *Young Adult & Criminal Jurisdiction*, 56 Am. Crim. L. Rev. 357, 364-7 (2019); Elizabeth S. Scott, Richard J. Bonnie, and Laurence Steinberg, *Young Adulthood as a Transitional Legal Category: Science, Social Change, and Justice Policy*, 85 Fordham L. Rev. 641, 653-6 (2016).

23) Jeffrey J. Arnett, *Emerging Adulthood*, 55(5) Am. Psych. 469, 470-1 (2000), [http://jeffreynarnett.com/ARNETT\\_Emerging\\_Adulthood\\_theory.pdf](http://jeffreynarnett.com/ARNETT_Emerging_Adulthood_theory.pdf). また、こうした若年成人を取り巻く社会状況の変化に伴い、若年成人自身もまた、自己を、独立した決定とそれに伴う責任を負うことのできる成人と認識するまでに時間を要するようになっていくとされる。Id. at 471-3.

24) Lapp, *supra*, at 369-71; Scott et al., *supra*, at 655-6.

25) Scott et al., *supra*, at 658-9.

#### 第4節 若年成人のニーズとそれをめぐる状況

脳の発達による特徴及び現在の社会経済的地位に伴い、若年成人は、少年又はより年長の成人とは異なるニーズを有するとされる。

第一に、教育に対するニーズである。犯罪を行った若年成人は、しばしば、高校卒業資格を有しない。しかしながら、高校卒業資格の取得が就職及び収入の増加といった積極的結果と関連する。したがって、高校卒業資格等の教育歴の取得が、若年成人にとって重要である<sup>26)</sup>。

第二に、就職に対するニーズである。犯罪を行った若年成人は、就職に有用な職業スキルや職歴を持たない。そのため、施設からの釈放後の就職が困難となる。しかし、若年成人が施設から釈放後に自立した生活を送るためには、就職するためのスキルを身に付けることが重要である<sup>27)</sup>。

第三に、精神保健サービス及び薬物依存治療に対するニーズである。精神的疾患は若年成人期に発症することが少なくないので、若年成人は、精神保健サービスに対するニーズを有する。また、犯罪を行った若年成人は、薬物依存問題を抱えていることが少なくない。若年成人は、長期にわたる犯罪歴の一因となり得る薬物依存の治療に対するニーズも有する<sup>28)</sup>。

若年成人は、こうした教育や就職に対するニーズを有するにもかかわらず、そのニーズが満たされるには、障壁があるとされてきた。その1つは、若年成人の年齢を理由とする、制度の保護からの除外である<sup>29)</sup>。若年成人は、その年齢のゆえに、教育、医療保険及び児童福祉制度といった子どもの保護に資する制度の対象から外れる。例えば、若年成人になると、メディケイドといった公的医療保障制度や里親制度といった児童福祉制度の対象から除外される。このため、若年成人は、それまでの保護を失うとともに、ニーズが満たされずに司法制度に（再び）関わる危険が大きくなる。

---

26) The Council of State Governments Justice Center, *supra*, at 4.

27) *Id.*

28) *Id.* at 4–5.

29) *Id.* at 5–6; Stamm, *supra*, at 77.

若年成人のニーズにとっての今1つの障壁は、前科に伴う資格制限等である<sup>30)</sup>。若年成人は、犯罪を理由に刑罰を科されるのみならず、教育、就職及び住居の確保のための支援を受ける資格を制限されることがある。例えば、高校卒業後の教育を受けることを希望している場合でも、カレッジや大学への出願書に前科の記載を求められたり奨学金申請資格が制限されるなど、高等教育を受ける機会が阻害され得る。また、雇用を求めるに当たっても、少なからぬ法域が採用目的での前科の利用を制限していないので、前科を有する若年成人は雇用されない可能性が高い。

## 第5節 若年成人の処遇に関する法制度

指摘される障壁を克服して若年成人の少年又は成人とは異なるニーズを満たすために、少年裁判所の管轄年齢の引上げ、若年成人に対する管轄権を有する特別の若年成人裁判所の設置、若年に伴う未成熟性等を理由とする刑の減軽等、認知行動療法、教育及び職業訓練等のキャリア支援、精神保健サービス及び薬物依存治療、自立した生活に必要なスキルの指導及びそれらを提供する若年成人のための特別の施設の設置並びに前科を有する若年成人の資格制限等の見直し（有罪判決記録の抹消又は非開示）等が勧告されてきた<sup>31)</sup>。

こうした中で、①少年裁判所の管轄年齢の引上げ、②刑の減軽等及び③若年成人の犯罪記録の抹消等の領域で、司法制度内での若年成人へのアプローチにおける立法上の変化がみられるとされる<sup>32)</sup>。以下では、この3点を中心にアメリカにおける若年成人へのアプローチの変化を概観する。

30) The Council of State Governments Justice Center, *supra*, at 6.

31) *Id.* at 7–8; Howell et al., *supra*, at 24–6; Scott et al., *supra*, at 660–4; Stamm, *supra*, at 105.

32) Connie Hayek, Nat'l Inst. of Justice, Office of Justice Programs, U.S. Dep't of Justice, *Environmental Scan of Developmentally Appropriate Criminal Justice Responses to Justice-Involved Young Adults* 1 (2016), <http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/249902.pdf>.

## (I) 少年裁判所の管轄年齢の引上げ

近年、アメリカにおいて、少年裁判所の管轄年齢の引上げの傾向が続いている。少年年齢の引上げを促したのは、連邦最高裁判所の少年をめぐる一連の判決である。連邦最高裁判所は、2005年、ローパー対シモンズ判決において、少年に対する死刑が残虐かつ尋常でない刑罰に当たり、連邦憲法に違反する、と判断した<sup>33)</sup>。2010年には、グレラム対フロリダ州判決で、殺人罪以外を理由とする少年に対する釈放可能性のない終身刑の賦課が連邦憲法に違反する、と判断した<sup>34)</sup>。2012年には、ミラー対アラバマ州判決で、殺人罪を理由とする少年に対する釈放可能性のない終身刑の必要的科刑が連邦憲法に違反する、と判断した<sup>35)</sup>。これらの少年をめぐる一連の連邦最高裁判所の判決は、脳の中の行動制御に関わる部分は青年後期を通じて成長し続けるとの脳科学の知見や心理学の知見を援用しながら、少年が、①未成熟で責任感が未発達である②外部からの否定的な影響や圧力に対して脆弱である③性格が未形成であるとの3点において成人と異なり、非難可能性が減少する一方で、より大きな更生可能性を有することを認めた<sup>36)</sup>。

脳科学研究により明らかとされた少年の脳の発達及びそれに伴う特徴、それを受けて少年に対する刑を緩和した一連の連邦最高裁判決等を背景に、少年年齢を16歳未満と全国で最も低く設定していたニューヨーク州及びノースカロライナ州も、2017年、一部の例外を残しつつ、同年齢を18歳未満に引き上げる法改正を行った<sup>37)</sup>。

連邦最高裁判所は、一連の判例において、「18歳が、社会が多くの目的で子ども期と成人期との間に境界線を引く年齢である」と判示しながら、そ

---

33) *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005).

34) *Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010).

35) *Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012).

36) *Roper*, 543 U.S. at 569–70.

37) ニューヨーク州については <https://www.ny.gov/programs/raise-age-0>, ノースカロライナ州については <https://www.ncdps.gov/our-organization/juvenile-justice/key-initiatives/raise-age-nc> を参照。

の適用対象を行為時18歳未満の者に限定した<sup>38)</sup>。しかしながら、連邦最高裁判所自身が依拠した諸科学の知見においてもその後の研究の成果においても、脳の発達が18歳で完了することはなく、衝動の制御といった重要な高度実行機能を担う前頭前皮質が20代半ばまで成長し続けることが明らかとされている<sup>39)</sup>。したがって、少年年齢の18歳未満への引上げの根拠は、それを超える年齢への引上げにも妥当する。加えて、少年と同様に、その行為が高い衝動性の結果であり、更生可能性が高い若年成人について、成人の刑事司法制度の手続及び処罰よりも社会復帰を重視する少年司法制度の手続及び処遇の方が、再犯防止効果が高い可能性がある。そのため、少年年齢の18歳を超える年齢への引上げが提案されてきた<sup>40)</sup>。実際に、18歳未満を超えて少年年齢の引上げを検討してきた州もある。コネチカット州では、知事が少年年齢の21歳未満への引上げを提案し、州議会がこれを審議した<sup>41)</sup>。また、バーモント州は、2018年、少年年齢を18歳を超えて引上げる法改正を行い、2022年までに20歳未満までとするよう段階的に施行中である<sup>42)</sup>。

リスクやニーズが若年成人と共通する年長少年に関する少年司法職員の経験を活用できること、更生可能性の高い若年成人についても少年司法制

38) *Roper*, 543 U.S. at 574.

39) 連邦最高裁判所自身も、少年を成人と異ならせる少年の特性が、18歳になったからと言って消失するわけではないことを認めていた。 *Id.*

40) 少年年齢の21歳未満への引上げを勧告するものとして *Stamm, supra*, at 104, 21歳ないし24歳未満までの引上げの検討を勧告するものとして *Howell et al., supra*, at 24.

また、成人としての有罪判決及び刑罰を回避して若年成人期を通して少年処遇を受けられるよう、少年裁判所の管轄留保も提案されている。 *Stamm, supra*, at 103-4. 少年時に非行を行った者についての少年裁判所の管轄留保は、比較的広く認められてきた。2018年の時点で、35州及びコロンビア特別区は21歳未満と定めており、それを超える年齢を定めている州もある。 *Office of Juvenile Justice & Delinquency Prevention, Jurisdictional Boundaries*, [https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/structure\\_process/qa04106.asp?qaDate=2018](https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/structure_process/qa04106.asp?qaDate=2018).

41) H.B. 5040 Feb. Sess. 2018 (Conn. 2018).

42) Vt. Stat. Ann. tit. 33 §5102(c), 5103.

度の方が刑事司法制度よりも効果を発揮すること、成人刑務所における年長の成人受刑者からの身体的及び性的暴行の被害を回避できること、有罪判決歴のスティグマ効果を回避できること等が、少年年齢を18歳を超えて引き上げて若年成人を少年司法制度に包摂する利点として指摘されている<sup>43)</sup>。

一方、若年成人の脳の発達や心理に関する研究が少年年齢の引上げを正当化するほど十分とは言い難いこと、寛容及び短期処遇を志向する少年司法制度による対応が、少年よりも犯罪傾向が進み重大犯罪の相当の割合を占める若年成人に対して不十分であること、そうした層の少年司法制度への包摂が同制度に対する批判、ひいては少年司法制度の厳罰化・刑事化を招き得ること、若年成人が少年とは異なるニーズを有するために少年司法制度が本来資すべき少年のニーズの充足が阻害されるおそれがあること、少年司法制度のパターナリスティックな介入が成人に対して認められがたいこと等を理由に、少年年齢の引上げに反対する意見もみられる<sup>44)</sup>。しかし、そうした論者においても、若年成人を刑事司法制度に留めつつも、次に述べる若年者の刑の減輕、特別の施設の設置、特別の矯正プログラム及び若年成人裁判所の設置等を提案している<sup>45)</sup>。

## (2) 刑の減輕等並びに特別の収容施設及び特別の矯正処遇

若年成人もまた、少年と同様、20代半ばまで継続する脳の発達の途上にあり、未成熟で、生じる結果を十分に考慮することなく衝動的に行動する傾向が高いため、より年長の成人よりも責任が減少する一方で、更生可能性が高い。それを根拠に一連の連邦最高裁所の判決が少年の刑を緩和したように、若年成人に対する刑罰もまた、緩和されるべきことが提案されてきた<sup>46)</sup>。特に、少年について違憲と判断されて科刑が禁じられた死刑及び

---

43) Hayek, *supra*, at 17–8.

44) Lapp, *supra*, at 385–90; Scott et al., *supra*, at 664–6.

45) Lapp, *supra*, at 391–7; Scott et al., *supra*, at 660–4.

46) Howell et al., *supra*, at 26; Scott et al., *supra*, at 660–1; Stamm, *supra*, at 105.

釈放の可能性のない終身刑の必要的科刑に反対する意見がある<sup>47)</sup>。

1970年代初頭以来、21歳未満を「若年犯罪者」と定義して、このものに対する刑の緩和を認めてきたアラバマ州及びフロリダ州を含めて、少なくとも12州が、若年成人のための特別の刑の量定を認めている<sup>48)</sup>。典型的に、裁判所は、若年犯罪者の年齢及び成熟性等を考慮した上で、刑の執行の猶予、社会内処遇、刑期の短縮又は特別の施設への収容を選択する権限を有する。これにより、若年成人は、教育、就職及び住居の確保を制限し得る有罪判決のスティグマを回避したり、通常の成人刑務所の環境を逃れて、年齢に適切な社会復帰志向のプログラムを受けられることができる<sup>49)</sup>。

ノースカロライナ州では、裁判所は、刑の量定に当たり、行為時の被告人の年齢及び未成熟性等を考慮することとされている<sup>50)</sup>。ニューヨーク州は、一定の犯罪で起訴された前科のない19歳未満の者を「若年犯罪者 (Youthful Offender)」として、刑の減輕を認める。若年犯罪者として事実認定された記録は非開示とされる。また有罪判決とみなされないため、就職等に当たり有罪判決歴として申告する義務も課されない<sup>51)</sup>。

若年成人が社会で生活するのに必要なスキルを提供しつつ、成長発達して成人へと移行していくのを促進するために、若年成人の発達について研修を受けた職員を配置した特別の矯正施設の設置並びにその中での認知行動療法、教育、職業訓練及び薬物治療といったプログラムの実施が提案されてきた<sup>52)</sup>。実際に、若年成人用の施設を設置して、その中での若年成人

47) Christine E. Fitch, Case Note, *Emerging Adulthood and the Criminal Justice System: #Brainnotfullycooked#Can'tadulyet#Yolo*, 58 Santa Clara L. Rev. 325, 334-8 (2018); Kevin J. Holt, *The Inbetweeners: Standardizing Juvenileness and Recognizing Emerging Adulthood for Sentencing Purposes After Miller*, 92 Wash. U. L. Rev. 1393, 1415-7 (2015).

48) Stamm, *supra*, at 80-7.

49) Scott et al., *supra*, at 660-1; Stamm, *supra*, at 93-4.

50) N.C. Gen. Stat. §15A-1340.16.

51) N.Y. CLS CPL §720.10-720.35.

52) Howell et al., *supra*, at 25-6; Scott et al., *supra*, at 662-4; Stamm, *supra*, at 105.

用のプログラムの充実を図ってきた法域もある。

少なくとも11州が、若年成人のための特別の施設を設置している<sup>53)</sup>。

ウエストバージニア州のアンソニー矯正施設は、18歳以上25歳以下の男子及び女子の若年成人を収容している<sup>54)</sup>。教育及び職業訓練を構成要素とする個々の若年成人のニーズに合わせたプログラムが提供される。若年成人は、地元のコミュニティカレッジにより提供される教育課程を受講することができる。このプログラムを完了すると、刑期の短縮等の優遇措置が認められる<sup>55)</sup>。

コロラド州では、成人として刑を言い渡された行為時18歳及び19歳で、かつ刑の言渡し時21歳未満の者までを「若年犯罪者 (Young Adult Offender)」と定義する<sup>56)</sup>。そして教育、職業訓練及びコミュニティサービス活動を通じて成長する機会を付与するためのプログラム及びサービスを実施することを任務とする若年犯罪者制度を有する<sup>57)</sup>。この制度の下で、若年犯罪者は、青少年の発達等について研修を受けた職員が配属された特別の施設に収容され、認知行動療法、教育及び治療といったプログラムを受ける。このプログラムを良好に完了すると、刑の執行を受け終わったものとみなされる。この特別の施設及びプログラムの効果は高く、ほぼ全ての若年犯罪者が高校卒業程度の認定等を受ける。また、釈放後の再犯率が低いとされる。

フロリダ州法958章は、判決言渡し時21歳未満の者を「若年犯罪者」と定義して、1日当たり12ないし16時間の活動を含む強化されたプログラムを実施することを要求している<sup>58)</sup>。若年成人施設では、カウンセリング、教

---

53) Stamm, *supra*, at 93.

54) <https://dcr.wv.gov/facilities/Pages/community-corrections/acc.aspx>.

55) Hayek, *supra*, at 9–10.

56) Colo. Rev. Stat. §18–1.3–407.

57) Colorado Department of Corrections, [https://cdpsdocs.state.co.us/ccjj/committees/ADTF/Materials/2019-05-08\\_YOS-Overview.pdf](https://cdpsdocs.state.co.us/ccjj/committees/ADTF/Materials/2019-05-08_YOS-Overview.pdf).

58) Fla. Stat. §958.011.

育、職業訓練並びに薬物依存及び精神衛生の治療プログラム等が実施されている<sup>59)</sup>。

オクラホマ州では、裁判所が、非暴力犯罪で有罪とされた18歳以上21歳未満の若年成人について、刑の言渡しを延期して矯正局による治療、教育又は職業訓練等を内容とする保護観察又は収容処分に付す「刑の言渡し猶予プログラム (Delayed Sentencing Program)」を実施している<sup>60)</sup>。若年成人がこのプログラムを良好に完了した場合には、公訴の棄却などを行う。

ペンシルバニア州パイングローブ若年成人犯罪者矯正施設は、最重警備施設であるが、性犯罪、薬物依存及びアルコール依存並びに怒りのコントロールといったプログラムの他、職業訓練を提供している<sup>61)</sup>。

バージニア州は、21歳未満の若年成人に不定期刑を認め、若年犯罪者のための施設に収容することを要求している。この施設でのプログラムには、認知行動療法、カウンセリング、教育、職業訓練及び治療プログラム等が含まれている<sup>62)</sup>。

このように、若年者をより年長の受刑者層から分離して収容し、処罰ではなくて、教育的要素や職業訓練を含む社会復帰的な処遇を重視するプログラムを提供する動きがみられる。若年者の社会復帰にとって、雇用の重要性が認識されている。

また、若年成人は、少年と同様に更生可能性が高いので、早期の仮釈放を認める仮釈放制度も提案されている<sup>63)</sup>。

### (3) 刑の消滅 (有罪判決記録の抹消)

有罪判決の記録は、就職、資格や免許の取得並びに教育、住居及び福祉へのアクセスを制限し、スムーズな社会復帰の妨げとなる。まさに高等教

---

59) Hayek, *supra*, at 10.

60) Okla. Stat. tit 22, §996-996.3.

61) Hayek, *supra*, at 10; <https://www.cor.pa.gov/Facilities/StatePrisons/Pages/Pine-Grove.aspx>.

62) VA. Code Ann. §19.2-311; §53.1-63.

63) Scott et al., *supra*, at 662.

育課程に入り、キャリアを形成し、又は家庭を形成しようとする時期にある若年成人にとって、有罪判決に伴うこうした資格の制限等は、大きな障壁である<sup>64)</sup>。そのため、若年成人の刑の消滅が提案されてきた<sup>65)</sup>。

少なくとも8州が、若年成人のための特別の刑の消滅及び記録の非開示の制度を有する<sup>66)</sup>。ウィスコンシン州は、裁判所が、長期6年以下の犯罪で有罪判決を言い渡された25歳未満の若年成人の刑の言渡し時に、それにより若年成人が利益を受け、かつ社会が害されるおそれがないと認める場合、刑の終了時に刑の消滅（有罪判決記録の抹消）を命じることを認める<sup>67)</sup>。

#### (4) 若年成人裁判所

少年年齢を18歳を超えて引き上げないとしても、処罰的で職員も十分に配置されていない刑事司法制度は、なお成長発達の途中にあり固有のニーズを有し、場合によっては貧困といった問題を抱える若年成人に、十分に対応できない<sup>68)</sup>。そこで、若年成人に対する過度に重い刑罰を防止すること、若年性を減輕事由として考慮すること及び若年成人に固有の発達ニーズを充足することを目的として、通常の刑事裁判所とは別に、処罰よりも社会復帰及び社会への再統合に重点を置く、若年成人のための特別の裁判所の設置が提案されてきた<sup>69)</sup>。

少なくとも、11州の13のカウンティが、若年成人裁判所を設置している<sup>70)</sup>。

ネブラスカ州ダグラスカウンティは、2004年、若年成人裁判所を設置し

---

64) Lapp, *supra*, at 380.

65) Stamm, *supra*, at 105.

66) *Id.* at 97. Fla. Stat. §958.13.

67) Wis. Stat. §973.015.

68) Lapp, *supra*, at 379–81.

69) *Id.* at 396–7; Stamm, *supra*, at 105; Elijah D. Jenkins, Comment, *Adjudicating the Young Adult: Could Specialized Courts Provide Superior Treatment to This Emerging Classification?*, 61 How. L. J. 455 (2018).

70) Stamm, *supra*, at 88.

た。この裁判所は、専門の裁判官、保護観察官、カウンティの検察官及び矯正プログラム職員が配属され、25歳以下の若年成人による事件を扱っている<sup>71)</sup>。

カリフォルニア州サンフランシスコ市は、2015年、脳科学等の研究から明らかとなってきた少年ともより年長の成人とも異なる若年成人の特性を踏まえて、家族の支援、教育及び職業等の欠如といった若年成人を取り巻く問題を扱うために、若年成人裁判所を設置した。この裁判所に関わる裁判官、検察官、弁護士及び保護観察官等は、若年成人層の発達特性及びニーズに関する特別の研修を受ける。この裁判所は、一定の犯罪を行った者を除く18歳以上25歳未満の若年成人を対象とする。そして、この年齢層の固有のニーズ及び発達段階に合わせた医療及び治療に焦点を当てた処遇を行う<sup>72)</sup>。

また、ニューヨーク州でも、2016年、軽罪を行った18歳以上25歳未満の若年成人を管轄するブルックリン若年成人裁判所が設置された<sup>73)</sup>。この裁判所の裁判官等の職員は、若年成人の固有のニーズに関する特別の研修を受ける。これらの裁判所では、若年成人に、教育、就職支援、カウンセリングといった処分を課す。これにより、若年成人は、有罪判決及び刑事施設への収容に伴う資格制限等を回避できる。

これらの若年成人裁判所には、専門的な職員による、若年成人層の発達に関わる知識に基づいたカウンセリング、教育及び職業訓練等の実施とその結果としての再犯の減少、施設収容処分の費用の削減といった利点があるとされる<sup>74)</sup>。

---

71) Lapp, *supra*, at 389–90.

72) *Id.* at 392–4.

73) *Id.* at 394–5.

74) *Id.* at 396–7.

## 第5節 小 括

アメリカにおいて、脳の発達に関する脳科学や神経学研究成果に基づき、成人とは異なる少年の未成熟性が認められ、少年の刑を緩和する連邦最高裁判所の一連の判決に至った。そして、そうした研究成果とそれに基づく一連の連邦最高裁判所の判決が、各法域における少年年齢の引上げを促進してきた。さらに、脳の発達が20代半ばまで継続するという研究の所見から、18歳を超える年齢の若年成人についても関心が高まってきた。特に、若年成人は、その脳の発達の程度により、責任が減少する一方で更生可能性が高いという少年と共通する発達の特徴を有しつつ、より年長の成人に近い特性も有すること、他方で、社会の変化に伴い若年成人を取り巻く環境も変化するとともに、かつてよりも成人への移行が困難となってきたことが明らかとされ、その結果、若年成人は固有のニーズを有する、少年ともより年長の成人とも異なる時期ないし層として認識されてきた。

その対応の1つとして考えられるのは、18歳を超える年齢へ少年年齢を引上げることにより、処罰的アプローチを採用する刑事司法制度ではなくて社会復帰的アプローチを採用する少年司法制度に若年成人を包摂することである。しかし、少年年齢の引上げのみが、対応として提案され、検討されてきたわけではない。刑事司法制度内での若年成人裁判所という特別の裁判所の設置、刑の減軽等、特別の収容施設の設置及びその中での特別の矯正処遇等が提案され、実施されてきたものもある。これらに共通するのは、脳の発達の途上にあるために責任が減少する一方で更生可能性が高いという少年と共通する発達の特徴及びそうした発達の特徴と現代社会の中での若年成人の位置から生じるこの層のニーズを承認して、それを充足するための教育的要素を取り入れた制度ないし政策の実施である。

もちろん、少年年齢は、刑事司法制度と少年司法制度とを分ける重要な分岐である。しかし、アメリカにおいて提案され、検討され、実施されてきた政策は、いずれの制度内であろうと、若年成人の発達の特徴とこの層

の固有のニーズに沿って、再犯を防止しつつ、成人への移行を支援することが肝要と考えられていることに留意する必要がある。

### 結びに代えて

若年者の発達の特徴と固有のニーズに沿った再犯防止策と支援の提供という観点から、改めて、日本における少年年齢の引下げを検討したい。

若年者への対応は、未だ脳の重要な発達の過程にあり、衝動や行動を制御することが困難な一方で更生可能性が高いという、科学的知見に基づいたものでなければならない。さらに、若年者はより年少の少年ともより年長の成人とも異なる特徴を有することも、承認されなければならない。部会が検討している、「若年受刑者に対する処遇原則の明確化等」や、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行ったり、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行なうなどの「若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」は、若年者の特徴やニーズを認めてそれに沿っている点で正しい方向を示す。

しかしながら、部会におけるこれらの提案がいみじくも認めているように、少年の教育等の専門的知識と経験を有する家庭裁判所、家庭裁判所調査官、少年鑑別所及び少年院といった現行少年法制度は、有効に機能してきた。アメリカでは、若年成人に対する教育及び就職のためのキャリア支援の重要性が認識され、そのためのプログラムの充実化が図られてきた。しかし、日本ではすでに、少年院において、個々の少年の矯正教育計画に基づきながら、社会で自立して生活するための生活指導、職業指導、教科指導等の矯正教育が充実している。こうした中で、あえて少年年齢を引き下げて、年長少年の管轄を刑事司法制度に移す必要はない。

また、現代社会における若年者は、かつて以上に成人として自立して生活をするまでに時間を要し、家族をはじめとする社会の支援を必要とする状況に置かれていることも考慮しなければならない。特に、少年院に入院

した少年の状況を鑑みると、これらの少年への支援の必要性が顕著に感じられる。少年院に入院した少年の教育程度をみると高校中退者が4割程度を、就学・就職状況をみると無職者が3～4割程度を占める<sup>75)</sup>。ここには教育及び就職に対するニーズがはっきりと見て取れる。また、家庭環境をみると、実母又は実父のみの家庭出身の少年が半数程度を占める<sup>76)</sup>。日本でも経済格差が拡大し、子どもの貧困が社会問題として注目される今、家庭だけではなくて国や社会全体で若年者を支援することの重要性が増している。そうした中で、少年年齢を引き下げて、18歳及び19歳の者の管轄を、処遇が充実している少年法制度から刑事司法制度に移すことは、適切でもない。

アメリカでは少年年齢の18歳を超える年齢への引上げには反対の意見もある。しかし、それは、それまで少年司法制度の対象ではなかった若年成人を同制度に包摂することにより同制度が圧迫され、少年層のニーズの充足がおろそかとなったり、若年成人に対する処分の不十分さに対する批判が生じて少年司法制度の厳罰化・刑事化を危惧するとの理由も大きい。日本では従来18歳・19歳の若年者も少年法の対象とされてきたのであるから、そのような反対は当たらない。

民法上の成年年齢が18歳とされても、飲酒の禁止及び喫煙の禁止の対象は、20歳未満のままである。これは、18歳及び19歳の者の心身の成長状況に鑑み、その健康を守るためである。少年法においても、脳の発達及び心理的特性並びに特に教育及び就職のためのキャリア支援を必要とする18歳及び19歳の状況に鑑み、刑罰を科すのではなくて、保護処分の対象とし続けることは、十分に可能であろう。

少年年齢を引き下げた上で刑事司法制度（刑罰）における18歳及び19歳の者の処遇を検討するのではなくて、少年法制度内で年長少年のニーズを

---

75) 法務省法務総合研究所『犯罪白書（令和元年版）』, [hakusy01.moj.go.jp/jp/66/nfm/images/full/h3-2-4-04.jpg](http://hakusy01.moj.go.jp/jp/66/nfm/images/full/h3-2-4-04.jpg).

76) 同, [hakusy01.moj.go.jp/jp/66/nfm/images/full/h3-2-4-07.jpg](http://hakusy01.moj.go.jp/jp/66/nfm/images/full/h3-2-4-07.jpg).

より充足し、それらのものが再非行（再犯）することなく、（新たな）被害者を傷つけることなく、しっかりと社会復帰して自立して生活するための教育、職業訓練及びスキル指導等のより一層の充実を目指すべきである。

【追記】

脱稿後、部会第28回会議において、「取りまとめに向けたたたき台」が示された。この中で、18歳及び19歳の者は、選挙権及び憲法改正の国民投票権を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方で、類型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取り扱いをすべきであるとされ、「罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等」として、現行少年法と同様の全件送致主義を維持しつつ、いわゆる原則検察官送致（逆送）制度の対象事件の拡大や公判請求後の推知報道の解禁が提案された。